

京都ホッケー協会規約

昭和58年4月1日制定
平成5年4月1日一部改正
平成13年4月1日全面改正
平成25年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和 年 月 日一部改正

(名称)

第1条 本会は京都ホッケー協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は加盟クラブ各員相互の親睦とホッケー競技の技術の向上、普及及び発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は京都府内に所存するクラブで、年度始めに加盟されたクラブにより組織する。

2 京都府内の地域において組織された協会を以って加盟団体とする。

3 本会は（社）日本ホッケー協会、関西ホッケー協会に加盟し、連携して活動する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 京都府内におけるホッケー競技の普及及び競技力の向上
- (2) 加盟クラブの発展向上及び連絡融和
- (3) 京都府民総合体育大会ホッケー競技会等大会の開催
- (4) 全国大会、地区大会の府内予選等競技会の開催
- (5) 各種講習会及び審判養成の講習会の開催
- (6) 各都道府県協会との交流
- (7) 国際交流のための海外遠征及び外国チームとの親善試合
- (8) 表彰に関する事
- (9) その他、本協会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|----------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 常任理事 | 12名以内（事務局長を含む） |

特任理事 若干名

監 事 2名

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は理事会で推挙し、本会を代表する。

- 2 副会長は理事会に諮り会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会において理事の互選により選出し、会長が委嘱する。理事長は本会の会務を統括し、会長、副会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 副理事長及び常任理事は理事会において推薦し、理事長がこれを委嘱する。副理事長及び常任理事は理事長を補佐し、常任理事会の審議に応じ本協会の業務を分担する。
- 5 特任理事は会長が委嘱する。
- 6 理事は理事会を組織し、本協会の業務を審議する。
- 7 理事の選出方法は年度始めに加盟した各クラブより推薦された者及び理事長が学識経験者として認める者とする。
- 8 監事は会長が委嘱し、本会の会計を監査する。

(任期)

第7条 任期はすべて2年間をもって1期とする。ただし、学生が理事となっている場合は1年間を1期とする。また役員の特任はさまたげない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、後任者を選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦に基づき会長が委嘱し、本会の重要事項が生じた場合、会長の諮問に応じる。
- 3 参与は理事会の推薦に基づき会長が委嘱し、本会の重要事項が生じた場合、理事会の諮問に応じる。

(会議)

第9条 本会は次の会議をおく。

理事会 常任理事会 専門部会

- 2 理事会は会長、副会長及び理事長以下の理事をもって構成し、本会の決定機関とする。
- 3 理事会は会長又は理事長の必要と認めたとき、若しくは理事の2分の1以上の要請があつたときこれを招集する。
- 4 毎年度当初に理事会を開催し、次の事項を検討し、これを承認する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員選任
 - (5) その他必要な事項

- 5 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成する。
- 6 常任理事会では次の事項を審議する。
 - (1) 理事会に提出すべき事項の原案作成
 - (2) その他審議を必要とする事項
- 7 理事会及び常任理事会の議長は理事長とする。
- 8 専門部は事業を運営するため次の各部を設置する。
 - (1) 強化部会
 - (2) 競技・審判部会
 - (3) 総務・事業部会
 - (4) 活動部会
- 9 各部専門部の業務内容の範囲及び運営方法は常任理事会において別に定める。
- 10 いかなる会議も構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。ただし、委任出席を認める。

(加盟)

第10条 本会に加盟を希望するチーム及び協会は年度始めに指定した様式に必要な事項を記入し、次の加盟料を添えて事務局長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

- ① 社会人 45,000円/年額
- ② 大学生 35,000円/年額
- ③ 高校生 25,000円/年額
- ④ 小学生、中学生は無料届出制とする。
- ⑤ マスターズ 5,000円/年額
- ⑥ 加盟団体 10,000円/年額

(補助金)

第11条 本会の加盟団体並びに活動部会に補助金を交付することができる。

(会計)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。決算は事業年度に合わせ1年ごとに作成し、監事の監査を受けて常任理事会に報告し、理事会の承認を得なければならない。

(役員分担金)

第13条 役員は年度始めに次の負担金を納入すること。

- ① 会長 100,000円/年額
- ② 副会長 50,000円/年額
- ③ 理事長以下の理事 10,000円/年額
- ④ 学生理事は免除とする。

(事務局)

第14条 本会の事務局は京都府内におく。

専門部会に関する規程

第1 専門部会に部長をおく。

第2 各専門部会の担当は次のとおりとする。

(1) 強化部会

- ① 各種別の技術の向上
- ② 国体への出場

次の役員及び強化選手を選出し、その任に当たるものとする。

- ・ ヘッドコーチ1名
- ・ 指定コーチ（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）各1名
- ・ ジュニア担当（小学生、中学生）各1名
- ・ 強化選手 各種別、エントリー数の1,3倍以内
- ・ 強化指定運動部 種別（成年男子、少年男子、少年女子）各1運動部とする。

上記役員、選手は府競技力向上対策本部と連携を保ち、業務を遂行するものとする。

(2) 競技・審判部会

- ① 競技役員・審判員の養成及び審判技術の向上
- ② 各種大会への競技役員・審判員の派遣

(3) 総務・事業部会

- ① 府民総体の開催
- ② 国内大会等の開催運営
- ③ 広報活動

(4) 活動部会

- ① スポーツ少年団部会
- ② 中学校部会
- ③ 高体連専門部会
- ④ 学生部会
- ⑤ 社会人部会
- ⑥ 女性部会

京都ホッケー協会慶弔規定（案）

1 慶事

京都ホッケー協会関係者の慶事に関しては、会長、副会長、理事長、（以下3役員）がそのつど相談し決定する。

2 弔事

役員・理事本人が亡くなった場合は「京都ホッケー協会会長」名で弔電を打つこととする。但し、有志による供花を行う場合は「京都ホッケー協会」の名称を使用することを認める。

3役員歴任者が亡くなった場合は、「京都ホッケー協会会長」名で弔電・供花を行い役員が参列する。

3 役員・理事並びにその関係者に、慶事、弔事があつた際は、速やかに事務局長に連絡し、その手配は原則として事務局長が行う。

4 日本ホッケー協会等関係機関から通知された弔事については「京都ホッケー協会」会長名で弔電を打つこととする。

5 その他ここに定めのないことについては、役員協議のうえ決定し、会長専決で対処することとする。